|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和７年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 | | | |
| *（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）* | | | |
| 提供サービスに○をしてください。 | | | |
| 事業所の名称 |  | 事業者(法人)名 |  |
|
| 事業所の住所 |  | 法人代表者職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ |  | 管理者氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ |  | メールアドレス |  |
| 指定年月日  （更新の場合は更新指定年月日） | 年　　　月　　　日 | 事 業 所 |  |
| 指定番号 |
| ※記入と提出時に関する注意事項 | | | |
| １．特に指定されていない場合は、運営指導日の属する前々月の状況を記入してください。 | | | |
| ２．指導調書は確認事項を自己点検して自己点検欄に適否等を記入し、「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）」、「業務管理体制一般検査自己点検シート」と併せて運営指導等の２週間前までに1部提出してください。（作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。） | | | |
| ３．「第６　介護給付費等の算定及び取り扱い」は、該当事業分のみ作成してください。 | | | |
|  | | | |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　 記入月日　　　　月　　　日 | | | |

指定障害福祉サービス事業者指導調書　目次

*（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）*

　　第１　　　基本方針

　　第２　　　人員に関する基準

　　第３　　　設備に関する基準

　　第４　　　運営に関する基準

　　第５　　　変更の届出等

　　第６－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項）

　　第６－２　介護給付費等の算定及び取扱い（居宅介護）

　　第６－３　介護給付費等の算定及び取扱い（重度訪問介護）

　　第６－４　介護給付費等の算定及び取扱い（同行援護）

　　第６－５　介護給付費等の算定及び取扱い（行動援護）

　　※「第６　介護給付費等の算定及び取扱い」は該当事業分のみ作成、提出してください。

根拠法令

○法　　　　　　　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

○サービス基準省令･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　　　　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

○留意事項通知　　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

| 第１　基本方針 | | |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １ 基本方針  [関係書類]  運営規程  個別支援計画  ケース記録  運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類  責任者を設置していることが分かる書類 | （１） 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めているか。  （２） 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  （３） 居宅介護の事業にあたっては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  （４） 重度訪問介護の事業にあっては，重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  （５） 同行援護の事業にあっては，視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。  （６） 行動援護の事業にあたっては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | いる　・　いない  いる　・　いない    いる　・　いない　・　該当なし  いる　・　いない　・　該当なし  いる　・　いない　・　該当なし  いる　・　いない　・　該当なし | サービス基準条例第  4条第2項  サービス基準条例第  4条第3項  サービス基準条例第  5条第1項  サービス基準条例第  5条第2項  サービス基準条例第  5条第3項  サービス基準条例第  5条第4項 |

| 第２　人員に関する基準 | | |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員数  [関係書類]  運営規程  従業者の資格証  研修修了証  勤務表  出勤簿  給与台帳  勤務実績表  出勤簿(タイムカード）  勤務体制一覧表 | （１） 指定事業所ごとに置く従業者の員数は常勤換算方法で、2.5人以上となっているか。  常勤換算　　　　（　　　　．　　　）人  （２） 従業者等の資格のない者が従業者として､サービスの提供を行っていないか。  (すべての従業者の資格者証を確認すること）  ※「常勤換算方法」  総従業者の１週間の勤務延べ時間数　÷　当該事業所において常勤の従業者が１週間　に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）  ※「勤務延べ時間数」  勤務表上、サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。  なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 | いる　・　いない  ○常勤換算後の員数( 　 人)  　※ 従業者数にはサービス提供責任者を含む  いる　・　いない  ○従業者の員数 (実人数 　 　 　人）  ※以下の場合、資格証と合わせて研修の修了証を確認すること  ○同行援護事業者の場合  １　従業者  同行援護従業者養成研修（一般）修了証  ２　サービス提供責任者  同行援護従業者養成研修（一般）修了証及び同行援護従業者養成研修（応用）修了証  ○行動援護事業者の場合  １、２とも  行動援護従業者養成研修修了証又は  強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証 | サービス基準省令  第5条第１項  サービス基準条例  第6条第1項 |
| ２　サービス提供責任者  [関係書類]  運営規程  資格証  研修修了証  勤務表  出勤簿  給与台帳 | （１） 指定居宅介護（準用：重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。  (管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。)  （２） 常勤換算方法による場合は、適切に算定されているか。  （３）サービス提供責任者は、次のいずれかに該当する員数を置いているか。  【居宅介護、同行援護、行動援護事業所】  ア　月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね450時間又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。  イ　従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。  ウ　利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。  【重度訪問介護事業所】  ア　月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね1,000時間又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。  イ　従業者の数が20人又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。  ウ　利用者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。  （４） サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任しているか。  　　ア　介護福祉士  イ　実務者研修修了者  　　ウ　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修修了者  　　エ 居宅介護従業者養成研修の１級課程修了者  オ 居宅介護職員初任者研修修了者であって３年以上介護等の業務に従事した者（令和6年3月31日までの暫定措置）  　　（なお、介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えない。）  （５）　指定同行援護事業所のサービス提供責任者については、次のア～エのいずれかの要件を満たしているか。  　　ア　介護福祉士又は実務者研修修了者であって、同行援護従業者養成研修（一  般＋応用課程）修了者  イ　居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験が３年以上ある者  かつ、同行援護従業者養成研修（一般＋応用課程）修了者  ウ　同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者であって、３年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者かつ、同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者  エ　国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者  （６） 指定行動援護事業所のサービス提供責任者については、次のいずれの要件も満たしているか。  　ア　行動援護従業者養成研修課程を修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者  イ　知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に３年かつ５４０日以上従事した経験を有するもの  （ただし、令和９年３月３１日までの間は、令和３年３月３１日において（４）のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に５年かつ９００日以上従事した経験を有することで足りる。） | いる　・　いない  事業の規模に応じて，常勤換算方法によることができることとされたが、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合には、32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない。  いる　・　いない  いる　・　いない  ○常勤割合が比較的高いなど、従業者１人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、２（３）イの基準によりサービス提供責任者は１人で足りる。  （例）常勤職員４人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が６人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は520時間となるが、２（３）イの基準により、配置すべきサービス提供責任者は１人で足りる。  いる　・　いない  いる　・　いない  いる　・　いない    いる　・　いない | サービス基準省令  第5条第2項  サービス基準条例  第6条第2項 |
| ３　管理者  [関係書類]  勤務表  出勤簿  給与台帳 | （１） 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  （ただし、指定居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） | いる　・　いない  兼務:　 有　・　無  　兼務有りの場合：兼務する他の職種名 | サービス基準省令  第6条  サービス基準条例  第7条 |
| ４　人員の特例要件 | （１） 介護保険法による指定訪問介護事業者及び第一号訪問事業者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、基準を満たしているものと判断して差し支えないが、当該指定基準を満たしているか。  （２） 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件  　　ア　従業者（ホームヘルパー）  当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りる。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうちの３つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）  イ　サービス提供責任者  当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて１以上で足りる。（同上）  ウ　管理者  当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上） | 介護保険法上の指定　　あ　り　・　な　し  併せて行う事業　　　　あ　り　・　な　し | 平18障発第1206001号  第の三1(8) |

| 第３　設備に関する基準 | | |  | |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | | 根拠法令 |
| １ 設備及び備品等 | （１） 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護(指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護)の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。  （２） 事務室又は事業を行う区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。    （３） 指定居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護)サービスに必要な設備及び備品等を備えているか｡  特に､手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか｡  （ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合で、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。） | いる　・　いない      いる　・　いない    いる 　・　いない  ※指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。  　なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。  ※事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。 | | サービス基準省令  第8条第1項  サービス基準条例  第9条 |

| 第４　運営に関する基準 | |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意  ［関係書類］  重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印）  運営規程  その他利用者に交付した書面 | （１）指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護等の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。  また、指定居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護)サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２） 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）事業者は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。） | いる 　・　 いない  １．①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人）  　□ 説明未済    ②重要事項説明書等への記載事項  （運営規程の概要）  　　□ 事業目的  　　□ 運営方針  　　□ 従業者職種・員数及び職務内容  　　□ 営業日及び営業時間  　　□ 内容及び利用料その他の費用の額  □ 通常の事業実施地域  　　□ 緊急時の対応  　　□ 主たる対象とする障がいの種類  　　□ 虐待防止の措置    　　（その他の重要事項）  　　□ 従業者の勤務体制  □ 事故発生時の対応  □ 苦情処理体制  □ 提供するサービスの第三者評価の実施状況    ２．①　いる　・　いない  ②書面交付状況  　　□ 全員に交付済み  　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）  　　□ 未交付  ③交付書面への記載事項  　　□ 経営者の名称  □ 主たる事務所の所在地  　　□ 提供するサービスの内容  　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項  　　□ サービス提供開始年月日  　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令  第9条第1項  サービス基準条例  第10条第1項  サービス基準省令  第9条第2項  サービス基準条例  第10条第2項 |
| ２　契約支給量の報告等  ［関係書類］  受給者証  市町村への  報告書 | （１） 事業者は、指定居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護)サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  また、月の途中でサービス提供が終了した場合に受給者証に当該月に既に提供したサービスの量を遅滞なく記載しているか。  （２） 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。    （３） 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。    （４） 受給者証記載事項に変更があった場合も上記(１)から（３)に準じて取り扱っているか。 | いる　・　いない  ①記載状況  　　□ 全員に記載済み  　　□ 一部未記載（未記載者　　　　　人）  　　□ 未記載  ②記載事項  　□ 事業者及び事業所の名称  　□ サービス内容  　　□ 契約支給量  　□ 契約年月日  　いる　・　いない  　いる　・　いない  　いる　・　いない | サービス基準省令  第10条  サービス基準条例  第11条 |
| ３　提供拒否の禁止 | （１） 正当な理由がなく指定居宅介護(重度訪問介護、行動援護、同行援護)サービスの提供を拒んでいないか。  特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  (正当な理由に該当するもの)  ･当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ･利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ･主たる対象とする障がいに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護(重度訪問介護、行動援護、同行援護)サービスを提供することが困難な場合  ･入院治療が必要な場合 | いる 　・　 いない  正当な理由により提供を拒否したことがある場合  理由： | サービス基準省令  第11条  サービス基準条例  第12条 |
| ４　連絡調整に対する協力 | （１） 指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | いる 　・　 いない | サービス基準省令  第12条  サービス基準条例  第13条 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | （１） 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | いる 　・　 いない　・　該当なし | サービス基準省令  第13条  サービス基準条例  第14条 |
| ６　受給資格の確認  ［関係書類］  受給者証 | （１） サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | いる 　・　 いない | サービス基準省令  第14条  サービス基準条例  第15条 |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助 | （１） 当該サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。    （２） 当該サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | いる 　・　 いない　・　該当なし  いる 　・　 いない | サービス基準省令  第15条  サービス基準条例  第16条 |
| ８　心身の状況等の把握  ［関係書類］  個別支援計画  個人別記録 | （１） サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | いる 　・　 いない  　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令  第16条  サービス基準条例  第17条 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１） サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。    （２） サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる 　・　 いない  　いる　　・　いない | サービス基準省令  第17条  サービス基準条例  第18条 |
| 10　身分を証する書類の携行  ［関係書類］  身分証明書等 | （１） 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  （２） 証書等には､事業所の名称､従業者の氏名を記載するものとし､当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | いる 　・　いない  １．①指導状況  　　□ 常に証書等が見えるように指示  　　□ 求められたら提示できるように指示  　　□ 未指示  　　②記載事項  　　□ 事業所の名称  　　□ 当該従業者の氏名  　　□ 当該従業者の写真の添付  　　□ 当該従業者の職能 | サービス基準省令  第18条  サービス基準条例  第19条 |
| 11　サービスの提供の記録  ［関係書類］  サービス提供実績記録票等  個人別記録 | （１） サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しているか。      （２） 上記による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）を提供したことについて確認を受けているか。 | いる 　・　いない  １．記録すべき内容  　　□ 提供日  　　□ サービスの具体的内容（例：身体介護と家事援助の別等）  　 □ 実績時間数  　□ 利用者負担額　等  いる 　・　いない | サービス基準省令  第19条  サービス基準条例  第20条 |
| 12　支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  ［関係書類］  運営規程  重要事項説明書  利用契約書  領収書の控  同意書 | （１） 事業者がサービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。    （２） 上記により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。  （ただし、１３の（１）から（３）までに掲げる支払については、この限りでない。） | いる 　・　いない  徴収する費用  (・ )  (・ )  (・ )  ※あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。    　いる　・　いない  書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令  第20条  サービス基準条例  第21条 |
| 13　利用者負担額等の受領  ［関係書類］  運営規程  重要事項説明書  利用契約書  領収書の控 | （１） サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。    （２） 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  （３） （１）及び（２）の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。  （４） （１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  （５）（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。 | いる　・　いない・　該当なし  　いる　・　いない・　該当なし  いる　・　いない・　該当なし  いる　・　いない・　該当なし  いる　・　いない・　該当なし | サービス基準省令  第21条  サービス基準条例  第22条 |
| 14　利用者負担額に係る管理  ［関係書類］  利用者負担合計額に関する市町村への報告書及び他の事業者に対する通知書の控 | （１） 支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | いる 　・　 いない　・　該当なし  　いる 　・　 いない | サービス基準省令  第22条  サービス基準条例  第23条 |
| 15　介護給付費の額に係る通知等  ［関係書類］  領収書等の控  サービス提供証明書 | （１） 法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。    （２） 法定代理受領を行わない当該サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | いる 　・　 いない  １．①通知状況  　□ 全員に通知済み  　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし  　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無  ２．交付状況  　□ 全員に交付済み  　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）  　□ 未通知  　□ 該当なし | サービス基準省令  第23条  サービス基準条例  第24条 |
| 16　指定居宅介護の基本取扱方針  ［関係書類］  個別支援計画  個人別記録  評価に関する記録 | （１）当該サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。    （２） 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | いる 　・　 いない  いる 　・　 いない  評価方法  　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置  　□ 第三者評価の実施  　□ 従業員等による検討会の設置  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令  第24条  サービス基準条例  第25条 |
| 17　指定居宅介護等の具体的取扱方針 | （１） 事業所の従業者が提供するサービスの方針は次に掲げるところとなっているか。  ①　サービスの提供に当たっては、居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。  　②　サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。（令和6年4月1日から）  ③　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  ④　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。    ⑤　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 | いる 　・　 いない  いる 　・　 いない  いる 　・　 いない  いる 　・　 いない  いる 　・　 いない | サービス基準省令  第25条  サービス基準条例  第26条 |
| 18　居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）計画等の作成  ［関係書類］  個別支援計画  個人別記録  個別支援計画の原案  担当者会議録  アセスメントの記録  モニタリングの記録 | （１） サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。    （２） サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画等を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者」という。）に交付しているか。  　※障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成をする観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。（令和6年4月1日）  （３） サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。  （４） サービス計画に変更のあった場合、（１）及び（２）に準じて取り扱っているか。  また、 サービス提供責任者は、他の従業者が行うサービスが当該計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。 | いる 　・　 いない  作成状況  　　□ 全員作成済み  　　□ 一部未作成（未作成人数　　　　　　人）  　　□ 未作成    　　記載事項  　　□ 援助の方向性や目標  　　□ 担当する従業者の氏名  　　□ サービスの具体的内容  　　□ 所用時間  　　□ 日程  いる 　・　 いない  交付状況  　　□ 全員交付済み  　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）  　　□ 未交付  　　□ 事業者  いる 　・　 いない  ※計画見直し時期  　（　　　　　　　　　　　　　　　　　）    いる 　・　 いない  ※把握方法      ※助言、指導方法 | サービス基準省令  第26条  サービス基準条例  第27条 |
| 19　同居家族に対するサービス提供の禁止 | （１） 従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはいないか。 | いる 　・　 いない | サービス基準省令  第27条  サービス基準条例  第28条 |
| 20　緊急時等の対応  ［関係書類］  運営規程  緊急時対応マニュアル  緊急連絡網 | （１） 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | いる 　・　 いない　・　該当なし | サービス基準省令  第28条  サービス基準条例  第29条 |
| 21　支給決定障害者等に関する市町村への通知  ［関係書類］  市町村への通知書 | （１） サービスを受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | いる 　・　 いない　・　該当なし | サービス基準省令  第29条  サービス基準条例  第30条 |
| 22　管理者及びサービス提供責任者の責務  ［関係書類］  個別支援計画  個人別記録  担当者会議録 | （１）事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。  （２）事業所の管理者は、当該事業所の従業者に平成29年松江市条例第91号（サービス基準条例）第２章、平成18年厚生労働省令第171号（サービス基準省令）第２章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  （３）サービス提供責任者は、18　居宅介護計画等の作成に規定する業務のほか、当該事業所に対する当該サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。  （４）サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。（令和6年4月1日から） | いる 　・　 いない  　いる　 ・ 　いない    いる 　・　 いない  いる 　・　 いない | サービス基準省令  第30条  サービス基準条例  第31条 |
| 23　運営規程  ［関係書類］  運営規程 | （１）事業所ごとに、重要事項を内容とする運営規程を定めているか。  （２）指定申請時に松江市に届出した運営規程が変更されていないか。  変更されている場合は、松江市に変更届の提出が必要。 | いる 　・　 いない  １．重要事項の記載状況  □ 事業の目的及び運営の方針  □ 従業者の職種､員数及び職務内容  □ 営業日及び営業時間  □ 指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  　□ 通常の事業の実施地域  □ 緊急時等における対応方法  □ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  □ 虐待の防止のための措置に関する事項  □ その他運営に関する重要事項  いる 　・　 いない | サービス基準省令  第31条  サービス基準条例  第32条 |
| 24　介護等の総合的な提供  ［関係書類］  個人別記録 | （１） サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。（指定同行援護・指定行動援護事業を除く。） | いる 　・　 いない | サービス基準省令  第32条  サービス基準条例  第33条 |
| 25　勤務体制の確保等  ［関係書類］  勤務表  雇用契約書  就業規則  出勤簿  給与台帳  研修の復命書等 | （１） 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  また、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。  ※従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にあるものを指す。  （２） 事業所ごとに、事業所の従業者によって当該サービスを提供しているか。  （３） 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  （４） 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる 　・　 いない  　勤務表　　：　有　・　無  いる 　・　 いない  雇用契約書：　有　・　無  いる 　・　 いない  いる 　・　 いない | サービス基準省令  第33条  サービス基準条例  第34条 |
| 26　業務継続計画の策定等  ［関係書類］  業務継続計画(BCP)  感染症  自然災害  職員の研修の記録等 | 【令和6年4月1日から義務化】  （１） 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２） 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか | いる 　・　 いない  いる 　・　 いない  いる 　・　 いない | サービス基準省令  第33条の2  サービス基準条例  第34条の2 |
| 27　衛生管理等  ［関係書類］  ・衛生管理に関する書類  ・委員会議事録  ・感染症の予防及びまん延防止のための指針  ・研修及び訓練の記録 | （１） 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。  （２） 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。  【令和6年4月1日から義務化】  （３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。  　①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。  　②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　③　事業所において、従業者に対し、感染症まん延の防止のための研修並びに感染症及び訓練を定期的に実施しているか。 | いる　・　いない  健康診断の実施状況：年　　　回  　いる　・　いない  実施状況  　□ 感染対策マニュアルの作成  　□ 感染予防に関する研修の実施  　□ 手指洗浄設置  　□ 使い捨て手袋、マスクの使用  □ その他（ 　　　　　　　　　　　　　）  いる　・　いない  いる　・　いない  いる　・　いない | サービス基準省令  第34条  サービス基準条例  第35条 |
| 28　掲示  [関係書類]  事業所の掲示物 | （１） 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  （２）（１）に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | いる　・　いない  掲示状況  　□ 運営規程の概要  　□ 従業者の勤務体制  　□ 事故発生時の対応  　□ 苦情処理の体制  　□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令  第35条  サービス基準条例  第36条 |
| 29　身体拘束の禁止  ［関係書類］  ・個別支援計画  ・身体拘束に関  する書類  ・委員会議事録  ・身体拘束等の適正化のための指針  ・研修の記録 | （１） サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２） やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  【令和4年4月1日から義務化】  （３） 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | 身体拘束の有無　：　有　・　無  　いる　・　いない  　いる　・　いない  　いる　・　いない  【身体拘束等の適正化のための指針】  　□事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  　□身体拘束等の適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　□身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  　□事業所で発生した身体拘束等の報告方法の方策に関する基本方針  　□身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  　□利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  　□その他身体拘束等の適正化のための必要な基本方針  いる　・　いない | サービス基準省令  第35条の2  サービス基準条例  第36条の2 |
| 30　秘密保持等  ［関係書類］  雇用契約書  誓約書  就業規則等  個人情報保護規定  同意書 | （１） 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２） 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  　※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約等に取り決めるなどの措置を講じているか。  （３） 他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | いる　・　いない  いる　・　いない  措置方法  　□ 雇用契約書  　□ 誓約書  　□ その他（　　　　　　　）  いる　・いない  同意文書の状況  □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付  □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令  第36条  サービス基準条例  第37条 |
| 31　情報の提供等  ［関係書類］  重要事項説明書  広告例（チラシ等） | （１） 指定居宅介護等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。    （２） 当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | いる　・　いない  情報提供方法  　□ ホームページの作成  　□ 広告の作成  　□ 情報公表システム  　□ その他（　　　　　　　　　　　　）  　いる　・　いない | サービス基準省令  第37条  サービス基準条例  第38条 |
| 32　利益供与等の禁止  ［関係書類］  ・委員会議事録  ・研修の記録  ・担当者が分かる書類 | （１）一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いる　・　いない  　いる　・　いない | サービス基準省令  第38条  サービス基準条例  第39条 |
| 33　苦情解決  ［関係書類］  苦情解決処理規定  苦情受付簿等  重要事項説明書  公表資料 | （１） 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。    ※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。    （２） 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  （３） 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４） 提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５） 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６） 知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しているか。  （７） 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | （１）いる　・　いない  措置状況  　□ 相談窓口の設置  　□ 説明文書の交付  □ 事業所内の掲示  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　）    苦情処理の体制  　○苦情解決責任者  　○苦情受付担当者  　○第三者委員の設置：人数　　　　人  （２）いる　・　いない・　該当なし  苦情受付状況  　○苦情受付件数　　　　件  　○記録作成：　有　・　無  　○解決結果の公表：　有　・　無  　○公表方法：  　（３）いる　・　いない　・　該当なし  　（４）いる　・　いない　・　該当なし  　（５）いる　・　いない　・　該当なし  　（６）いる　・　いない　・　該当なし  　（７）いる　・　いない　・　該当なし | サービス基準省令  第39条  サービス基準条例  第40条 |
| 34　事故発生時の対応  ［関係書類］  事故に関する記録  事故対応マニュアル  ヒヤリ・ハット記録  損害賠償保険証書等  職員会議録 | （１） 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、松江市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※あらかじめ対応方法を定めておくことや、AEDの設置や救命講習等を受講することが望ましい。  （２） 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  （３） 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | いる　・　いない　・　該当なし  発生状況  事例：　　　　　　　件  　いる　・　いない　・　該当なし  　いる　・　いない　・　該当なし  損害賠償保険への加入：　有　・　無 | サービス基準省令  第40条  サービス基準条例第41条 |
| 35　虐待の防止  ［関係書類］  ・委員会議事録  ・研修をしたことが分かる書類  ・担当者を配置していることが分かる書類 | 【令和4年4月1日から義務化】  （１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。  ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しているか。  ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。（年１回以上）  ③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  （※虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。） | 【虐待防止の措置】  　□虐待防止委員会の開催及びその結果についての従業者への周知  　□虐待防止のための研修の実施  　□虐待防止の措置を適切に実施すための担当者の設置  　いる　・　いない  　いる　・　いない  　いる　・　いない  【担当者職・氏名】  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令  第40条の2  サービス基準条例第41条の2 |
| 36　会計の区分  ［関係書類］  会計書類（前年度の財務諸表（決算書類） | （１） 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護）の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | いる　・　いない | サービス基準省令  第41条  サービス基準条例  第42条 |
| 37　記録の整備  ［関係書類］  出勤簿等  設備備品一覧  会計書類  個別支援計画  個人別記録  苦情の内容等に係る記録  基準第29条に係る市町村への通知に係る記録 | （１） 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。    （２） 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存しているか。 | いる　・　いない  整備状況  □ 従業者に関する記録  　□ 設備、備品に関する記録  　□ 会計に関する記録  いる　・　いない  整備状況  □ 提供したサービスの提供に係る記録  □ 居宅介護計画書等  　□ 身体拘束等の記録  □ 苦情の内容等に係る記録  　□ 基準第29条に係る市町村への通知に係る記録  　　　　　　　　　（利用者の不正受給に係る通知） | サービス基準省令  第42条  サービス基準条例  第43条 |
| 38 電磁的記録等 | （１）　指定事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）　指定事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 作成・保存の実施の有無　　有　・　無  　作成・保存の内容  適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令  第224条  サービス基準条例  第216条 |
| 40　共生型居宅介護等の事業を行う指定訪問介護事業者の基準 | （１）　指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護等の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。  （２）　共生型居宅介護等の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅等介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | いる　・　いない  　いる　・　いない | サービス基準省令  第43条の2  第43条の3  サービス基準条例  第44条の2  第44条の3 |

| 第５　変更の届出等 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
|  | （１） 当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。  （２） 当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日の１ヵ月前までにその旨を市長に届け出ているか。  （＊変更届が必要な事項）  　　①事業所の名称及び所在地  　　②申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、  生年月日、住所及び職名  　　③申請者の登記事項証明書又は条例等  　　④事業所の平面図  　　⑤事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴  　　⑥運営規程 | いる　・　いない　・　該当なし  　いる　・　いない　・　該当なし | 法第46条 |

| 第６－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項） | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 基本事項 | （１） サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1～4により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。  加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり、小数点以下の端数が生じた場合、その都度四捨五入し整数値にして計算しているか。（計算例参照）また、算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、切り捨てとする。  （計 算 例）  居宅介護（居宅における身体介護30分以上 1時間未満で402 単位）  　　・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%  　　402×0.70＝281.4 →  **281 単位**  　・基礎研修課程修了者で深夜の場合  　　　281×1.5＝421.5 →  **422単位**  　　 ※402×0.70×1.5＝422.1として四捨五入するのではない。  （２） 障害福祉サービス種類相互の算定関係について特別な事情がある場合を除き、利用者が他の障害福祉サービスを受けている間に、当該サービス費を算定していないか。  ※介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。  また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。 | いる　・　いない  　いる　・　いない  　いる　・　いない | 留意事項通知第一  留意事項通知  第二 |

| 第６－２　介護給付費等の算定及び取扱い（居宅介護） | | |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 1居宅介護サービス費  1-1　居宅における身体介護、通院等介助（身体介護を伴わない場合）、通院等乗降介助 | 居宅介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、  居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  （１） 居宅における身体介護が中心である場合，通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所の従業者が指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  居宅における身体介護  　□　30分未満　　　　　　　 　256単位  　□　30分以上1時間未満　　 　 404単位  　□　1時間以上1時間30分未満　587単位  　□　1時間30分以上2時間未満　669単位  　□　2時間以上2時間30分未満　754単位  　□　2時間30分以上3時間未満　837単位  　□　3時間以上(921単位に30分増すごとに＋83単位)  算定状況  通院等介助（身体介護を伴う場合）  　□　30分未満　　　　　　　 256単位  　□　30分以上1時間未満　　　 404単位  　□　1時間以上1時間30分未満　587単位  　□　1時間30分以上2時間未満　669単位  　□　2時間以上2時間30分未満　754単位  　□　2時間30分以上3時間未満　837単位  　□　3時間以上(921単位に30分増すごとに＋83単位)  通院等介助（身体介護を伴わない場合）  　□　30分未満　　　　　　　　 　106単位  　□　30分以上1時間未満　　　　 197単位  　□　1時間以上1時間30分未満　 275単位  　□　1時間30分以上(345単位に30分増すごとに＋69単位) | 報酬告示別表第1の1注1 |
| 1-2　通院等介助（身体介護を伴う場合） | （２） 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ①　区分2以上に該当していること。  ②　平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一における次のイからホまでに掲げる項目について、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。  　イ　歩行　「全面的な支援が必要」  　　　ロ　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」  　　　　　又は「全面的な支援が必要」  　　　ハ　移動　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」  　　　　　又は「全面的な支援が必要」  　　　ニ　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  　　　ホ　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注2 |
| 1-3　家事援助 | （３） 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  家事援助  　□ 30分未満　　　　　　　 106単位  　□ 30分以上45分未満　　　 153単位  　□ 45分以上1時間未満 197単位  　□ 1時間以上1時間15分未満　 239単位  　□ 1時間15分以上1時間30分未満 275単位  □ 1時間30分以上(311単位に15分増すごとに＋35単位) | 報酬告示別表  第1の1注3 |
| 1-4　居宅介護サービス費の算定について | （４） 居宅介護従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表  第1の1注4 |
| 1-5　居宅における身体介護 | （５） 居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ①　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合　　　所定単位数の100分の70に相当する単位数  ②　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合　　　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数  イ　所要時間3時間未満の場合  平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第2の1（重度訪問介護サービス費）に規定する所定単位数  ロ　所要時間3時間以上の場合  638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注5 |
| 1-6　通院等介助（身体介護を伴う場合） | （６） 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし，次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。  ①　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合、所定単位数の100分の70に相当する単位数  ②　平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合、次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数  　イ　所要時間3時間未満の場合  平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2の１（重度訪問介護サービス費）に規定する所定単位数  　　　ロ　所要時間3時間以上の場合  638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注6 |
| 1-7　家事援助 | （７）家事援助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分の90**に相当する単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注7 |
| 1-8　通院等介助（身体介護を伴わない場合） | （８） 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注8 |
| 1-9　通院等乗降介助 | （９） 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。  ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分の90**に相当する単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし  通院等乗降介助  □　 102単位 | 報酬告示別表  第1の1注9 |
| 1-9-2　初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合 | （9の2）平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六の二に定める者をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、１回につき所定単位数の**100分の70**に相当する単位数を算定しているか。  　　　【令和6年3月31日まで算定可能】 | いる　・　いない　・　該当なし  　初任者研修課程修了者 | 報酬告示別表  第1の1注9の2 |
| 1-9-3　事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 | （9の3）指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この項において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分の90**に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分85**に相当する単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注9の3 |
| 1-10　2人の居宅介護従業者による場合 | （10） 平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護につき所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注10 |
| 1-11　夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合 | （11） 夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時）に指定居宅介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算しているか。  深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護を行った場合は、１回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算しているか。  　※留意事項  １　本加算は、原則として、実際にサービスを提供した時間帯の算定基準により算定する。  　２　基準額の最小単位（開始時の30分）までは、原則として、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。  　　　ただし、サービス開始時間が属する時間帯におけるサービス提供時間がごくわずかな場合（15分未満）は、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。（乗降介助は、運転時間を除く。）  　３　基準額の最小単位以降の30分単位についても、２と同様の取扱いとする。  　４　「通院等乗降介助」は、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間（運転時間は除く。）が15分未満である場合には、多くの時間が占める時間帯の算定基準より算定する。  　※事例（例１は5:50～6:20、例２は5:40～6:10の時間帯における加算の適用）  　（例１）午前5時20分から午前6時50分までのサービス  　　　　　→・最初の30分（5:20～5:50）は、深夜加算  　　　　　　・次の30分（5:50～6:20）は、早朝加算  （深夜加算に該当する時間が5:50から6:00までの10分間で、15分未満のため）  　　　　　　・それ以降（6:20～6:50）は、早朝加算  　（例２）午前5時40分から午前7時40時までのサービス  　　　　　→・最初の30分（5:40～6:10）は、深夜加算  （深夜加算に該当する時間が5:40から6:00までの20分間で、15分未満に該当しないため）  　　　　　　・それ以降（6:10～7:40）は、早朝加算 | いる　・　いない　・　該当なし  いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注11 |
| 1-12　特定事業所加算 | (12)平成18年厚生労働省告示第543号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」一に適合しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所において、利用者に対しサービスを提供した場合、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき所定単位数を加算しているか。  　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  □　特定事業所加算（Ⅰ）  　所定単位数の**100分の20**に相当する単位数  □　 特定事業所加算（Ⅱ）  所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅲ）  所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅳ）  所定単位数の**100分の5**に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  □　特定事業所加算（Ⅰ）  □　特定事業所加算（Ⅱ）  □　特定事業所加算（Ⅲ）  □　特定事業所加算（Ⅳ） | 報酬告示別表  第1の1注12 |
| 1-13　特別地域加算 | （13） 別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している利用者に対し、サービスを提供した場合、１回につき所定単位数の**100分の15**に相当する単位数を加算しているか。  ※厚生労働大臣が定める地域（一部）、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注13 |
| 1-14　緊急時対応加算（月2回を限度） | （14） 身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う場合）について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所の居宅介護従事者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することになっていない利用者に対して緊急にサービスを提供した場合、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、所定単位数(1回につき100単位)を算定しているか。  **【100単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注14 |
| 1-15　地域生活支援拠点等の場合 | （15） 緊急時対応加算の加算が算定されている指定居宅介護支援事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に１回につき所定単位数に50単位を加算しているか。  **【50単位】** | いる　・　いない　・　該当なし  〇地域生活支援拠点 | 報酬告示別表第1の1注15 |
| 1-16　身体拘束廃止未実施減算 | 【令和5年4月1日から適用】  （16） 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　ただし、令和5年3月31日までの間は､当該基準を満たしていない場合であっても減算しない | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注18 |
| 1-17 | （17） 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費注3若しくは注4の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）を除く。）又は指定通所支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)若しくは障害児入所支援(同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間に、居宅介護サービス費を算定していないか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注20 |
| 1-18　虐待防止措置未実施減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (18)　 指定障害福祉サービス基準第40条の2（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注19 |
| 1-19　業務継続計画未策定減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (19)　 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の1注17 |
| 1-20　情報公表未報告減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (20)　法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第1の1注16 |
| 2　初回加算 | 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  **【200単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の2 |
| 3　利用者負担上限額管理加算 | 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者又は共生型居宅介護の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第22条（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  **【150単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の3 |
| 4　喀痰吸引等支援体制加算 | 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、1-12の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は，算定しない。  **【100単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の4 |
| 4の2　福祉専門職員等連携加算 | サービス提供責任者がサービス事業所、障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」）に同行して利用者の居宅を訪問し、心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携して居宅介護計画に基づく居宅介護等を行った場合に所定単位数を加算しているか。  【**564単位**　**初回の居宅介護等が行われた日から起算して90日の間3回を限度**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の4の2 |
| 5　福祉・介護職員等処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し，指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  報酬告示別表第1の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  報酬告示別表第1の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の402 に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  報酬告示別表第1の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の347 に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  報酬告示別表第1の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の273 に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第1の5 |

| 第６－３　介護給付費等の算定及び取扱い（重度訪問介護） | | |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 1重度訪問介護サービス費  1-1　対象者 | （１）区分４以上に該当し、次の（イ）のⅠ又はⅡのいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護従業者が、外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）、共生型重度訪問介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ※対象者  （イ）病院等に入院又は入所している障害者以外の障害者にサービス（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護）を提供する場合に障害支援区分4以上に該当し、次の（I）または（Ⅱ）いずれかに該当すること  　I. 次の①及び②のいずれにも該当していること。  　　 ①　2肢以上に麻痺等があること。  　 　②　平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の別表第一の認定調査票（認定調査票）における次のaからdまでに掲げる調査項目について，それぞれaからdまでに掲げる状況のいずれか1つに認定されていること。  (a)　歩行　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  (b)　移乗　「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  (C)　排尿　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  (d)　排便　「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」  Ⅱ. 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。  （ロ） 病院等に入院又は入所している障害者にサービス（病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援）を提供する場合  （イ）のうち障害支援区分4以上に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者  ※重度訪問介護の所要時間（平18障発1031001 第二の2(2)④）  ・同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。１日とは0時から24時までを指し、翌日の0時以降のサービス提供分は、所要時間1時間から改めて通算して算定する。  ・1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。  ・支給量が30分を単位として決定されるため、事業者は利用者の希望等を踏まえて、重度訪問介護計画を作成すること。  ※算定の例  　　（例１）1日に所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合  　　　通算15時間として「所要時間12時間以上16時間未満」の算定単  位を用いる。  　　（例２）22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス  　　　・ 22 時45 分から0 時15 分までの時間帯の算定方法  　　　　１日目分１時間30 分として算定  　　　・ 0 時15 分から6時45 分までの時間帯の算定方法  　　　　2日目分6時間30分として算定  ※その他の留意事項  ① １日とは、0時から24時をいう。  ②　市町村では支給決定に当たり、1日につき3時間を超えるサービスを基本としているが、利用者のキャンセルなどにより、3時間未満の請求を行うことは可能である。  ③「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は、概ね40分以上とする。  ④　利用者が、重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間は重度訪問介護サービス費を算定していないか。  （１の２）平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援をいう。）の支給決定を受けている利用者のうち、次の①又は②のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。  　　　①　区分3以上に該当していること。  　　　②　日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注１に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。  ※旧指定居宅介護の「日常生活支援が中心のサービス」  全身性障がい者（両上肢及び両下肢の障がいが身体障害者手帳１級又はこれに準じる者）に対し、障害者自立支援法の本格施行前の平成18年4月1日～平成18年9月30日までの間に支給決定された旧指定居宅介護のうち、日常生活支援が中心のサービスをいう。 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  （イ）病院等に入院又は入所している障害者以外の障害者にサービスを提供する場合  （ロ）病院等に入院又は入所している障害者にサービスを提供する場合も同一単位を算定  □所要時間1時間未満の場合 186単位  □所要時間1時間以上1時間30分未満277単位  　□所要時間1時間30分以上2時間未満369単位  　□所要時間2時間以上2時間30分未満461単位  　□所要時間2時間30分以上3時間未満553単位  　□所要時間3時間以上3時間30分未満644単位  　□所要時間3時間30分以上4時間未満736単位  　□所要時間4時間以上8時間未満の場合  821単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位加算した単位数  　□所要時間8時間以上12時間未満の場合  1505単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位加算した単位数  　□所要時間12時間以上16時間未満の場合  2184単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位加算した単位数  　□所要時間16時間以上20時間未満の場合  2834単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位加算した単位数  　□所要時間20時間以上24時間未満の場合  3520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位加算した単位数  ○別に厚生労働大臣が定める基準  （平成18年厚生労働省告示第543・第4号）  障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき，同令別表第1における調査項目中，「行動関連項目」について，別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ，その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。  　いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注1 |
| 1-2 90日以上利用減算 | （２）（１）の（イ）のⅠ又はⅡに掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。  ただし、90日を超える期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市長が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分の80**に相当する単位数を算定できるものとする。  ※留意事項  ① 病院等とは、医療法に規定する病院、診療所若しくは助産所又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院をいう。  ② 重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等が基本となる。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、病院等の職員と一緒に直接支援を行うこともできる。  ③ 入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援についても重度訪問介護を利用できる | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注2の2 |
| 1-3 重度訪問介護の所要時間について | （３）指定重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注3 |
| 1-4　その他 | （４）平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注4 |
| 1-5 重度障害者等の場合 | （５）平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、報酬告示別表第2の1の注1の1に掲げる者であって報酬告示別表第8の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護を行った場合に所定単位数の**100分の15**に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注5 |
| 1-6 障害支援区分６に該当する者の場合 | （６）平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の**100分の8.5**に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注6 |
| 1-7 2人の重度訪問介護従業者による場合 | （７）平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」の一に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。  　※留意事項  2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。  ① 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合  ②　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  ③　その他上記に準ずると認められる場合  （７の２）平成18年厚生労働省告示第546号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件」の二に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分の90**に相当する単位数を算定しているか。  （注）「新任従業者」とは、利用者への支援が１年未満と見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者を除いた者。  「熟練従業者」とは、当該利用者の障がい特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者。  ※算定上の留意事項  ア　区分6の利用者に対し、重度訪問介護を提供した新任従業者ごとに、120時間以内に限り、所定単位数を算定できる。ただし、原則として、１人の区分６の利用者につき、年間で3人の従事者について算定できるものとする。市町村が認めた場合には、3人を超えて算定できることとする。  イ　熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はない。  ウ　熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間については、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断されるものである。  エ　新任従業者が複数の区分６の利用者に支援を行う場合、当該利用者に行う同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められない。 | いる　・　いない　・　該当なし  いる　・　いない　・該当なし | 報酬告示別表第2の1注7 |
| 1-8　夜間早朝・深夜加算 | （８）夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定重度訪問介護を行った場合に、１回につき所定単位数の**100分の25**に相当する単位数を加算しているか。  深夜（午後10時から午前6時まで）に指定重度訪問介護を行った場合に、１回につき所定単位数の**100分の50**に相当する単位数を加算しているか。  ※留意事項  ①本加算は、原則として、実際にサービスを提供した時間帯の算定基準により算定する。  ②基準額の最小単位（開始時の１時間）までは、原則として、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。ただし、サービス開始時間が  属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合は、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。  ③基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定する。（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定する。）  ※事例（例１は5:50～6:50、例２は5:20～6:20の時間帯における加算の適用）  　　（例１）午前4時50分から午前7時50分までのサービス  　　　→・最初の１時間（4:50～5:50）は、深夜加算  　　　　・次の１時間（5:50～6:50）は、早朝加算（深夜加算に該当する時間が5:50から6:00までの10分間で、15分未満のため）  　　　　・それ以降（6:50～7:50）は、早朝加算  　　（例２）午前5時20分から午前7時20分までのサービス  　　　→・最初の１時間（5:20～6:20）は、深夜加算（深夜加算に該当する時間が5:20から6:00までの40分間で、30分未満に該当しないため）  　　　　・それ以降（6:20～7:20）は、早朝加算 | いる　・　いない　・　該当なし  いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注8 |
| 1-9　特定事業所加算 | （９）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の五に適合しているものとして市長に届け出た指定重度訪問介護事業所が、利用者に対しサービスを提供した場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき所定単位数を加算しているか。  　　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  □　特定事業所加算（Ⅰ）  　所定単位数の**100分の20**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅱ）  所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅲ）  所定単位数の**100分の10**に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  □　特定事業所加算（Ⅰ）  □　特定事業所加算（Ⅱ）  □　特定事業所加算（Ⅲ） | 報酬告示別表第2の1注9 |
| 1-10　特別地域加算 | （10）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、サービスを提供した場合、１回につき所定単位数の**100分の15**に相当する単位数を加算しているか。  ※厚生労働大臣が定める地域（一部）  特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注10 |
| 1-11　緊急時対応加算 | （11）利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、事業所の従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することになっていなかった利用者に対して緊急にサービスを提供した場合、月2回を限度として所定単位数を算定しているか。  **【100単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注11 |
| 1-12　地域生活支援拠点等の場合 | (12) 緊急時対応加算の加算が算定されている指定重度訪問介護支援事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に１回につき所定単位数に50単位を加算しているか。  【50単位】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注12 |
| 1-13　身体拘束廃止未実施減算 | 【令和5年4月1日から適用】  （13）サービス基準省令第43条第1項又は第43条の4において準用するサービス  基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、  所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第2の1注15 |
| 1-14 | （14）利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活介護援助サービス費注２又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費注３若しくは注４の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）を除く。）に、重度訪問介護サービス費を算定していないか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の1注17 |
| 1-15　虐待防止措置未実施減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (15)サービス基準省令第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準  用するサービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定  単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第2の1注16 |
| 1-16　業務継続計画未策定減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (16)サービス基準省令第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準  用するサービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、  所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第2の1注14 |
| 1-17　情報公表未報告減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (17)法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第2の1注13 |
| 2　移動介護加算 | 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。  （４時間以上実施する場合は、「所要時間３時間以上の場合」の報酬額を算定する。） | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  □所要時間1時間未満の場合　　 　　 100単位  □所要時間1時間以上1時間30分未満　125単位  □所要時間1時間30分以上2時間未満　150単位  □所要時間2時間以上2時間30分未満　175単位  □所要時間2時間30分以上3時間未満　200単位  □所要時間3時間以上 250単位 | 報酬告示別表第2の2注1 |
| 2-1　2人の重度訪問介護従業者による場合 | 2人の従業者により移動介護を行った場合は、それぞれの従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定しているか。  市町村が認めた場合に、障害支援区分６の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパー（以下、「新任従事者」という。）により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパー（以下、「熟練従事者」という。）が同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の**100分の90**を算定しているか。  医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とし所定単位数の**100分の90**を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の2注2 |
| 2-2　移動介護緊急時支援加算 | 従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位変換その他の必要な支援を緊急に行った場合に、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  **【240単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の2の2 |
| 3　初回加算 | 指定重度訪問介護事業者等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従事者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  **【200単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の3 |
| 4　利用者負担上限額管理加算 | 指定重度訪問介護事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  **【150単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の4 |
| 5　喀痰吸引等支援体制加算 | 喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  　　ただし、1-1のロ又は1-9の特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  **【100単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の5 |
| 5-2　行動障害支援連携加算 | 指定重度訪問介護事業所等のサ－ビス提供責任者が、サ－ビス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シ－ト等を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、１回を限度として、所定単位数を算定しているか。  **【584単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の5の2 |
| 5-3　入院時支援連携加算 | 【令和6年4月1日から適用】  　病院又は診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  **【300単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の5の3 |
| ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の六に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  報酬告示別表第2の1から5の3までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  報酬告示別表第2の1から5の3までにより算定した単位数の1000分の328 に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  報酬告示別表第2の1から5の3までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  報酬告示別表第2の1から5の3までにより算定した単位数の1000分の219 に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第2の6 |

| 第６－４　介護給付費等の算定及び取扱い（同行援護） | | |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　同行援護サービス  1-1　対象者 | （1）下記に該当する利用者を対象に、「同行援護従業者養成研修一般課程修了者」、「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」であって視覚障がいを有する身体障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に１年以上従事した経験者、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等が指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。  ※対象者  第543 号告示に定める別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の０点の項から２点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が１点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが１点以上に該当する者  （1-2）事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミニュケーションツールを用意しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  □所要時間30分未満の場合　　 　　 191単位  □所要時間30分以上1時間未満　　　302単位  □所要時間1時間以上1時間30分未満436単位  □所要時間1時間30分以上2時間未満501単位  □所要時間2時間以上2時間30分未満566単位  □所要時間2時間30分以上3時間未満632単位  □所要時間3時間以上の場合  697単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分増すごとに＋66単位  　いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第3の1注1 |
| 1-2 | (2)指定同行援護を行った場合に、現に要した時間ではなく同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注2 |
| 1-3　基礎研修課程修了者等により行われる場合 | (3)平成18年厚生労働省告示548号「厚生労働大臣が定める者」の十に定める者が、指定同行援護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の**100分の90**に相当する単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし  □盲ろう者向け通訳・介助員  □基礎研修課程修了者 | 報酬告示別表第3の1注3 |
| 1-4　盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合 | (4)盲ろう者向け通訳・介助員による研修の修了者等であるものが、同行援護の対象者のうち、聴覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障がい者障害程度等級表の6級に相当する障がいを有する者に対して同行援護を行った場合に、所定単位数の**100分の25**を所定単位数に加算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注4 |
| 1-4-2　障害支援区分3に該当する者の場合 | (4の2)障害支援区分３に該当する利用者に指定同行援護を行った場合に、所定単位数の**100分の20**に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注4の2 |
| 1-4-3　障害支援区分4以上に該当する者の場合 | (4の3)障害支援区分４以上に該当する利用者に指定同行援護を行った場合に、所定単位数の**100分の40**に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注4の3 |
| 1-5　2人の同行援護従業者による場合 | (5)同時に2人の同行援護従事者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの従業者が行う指定同行援護等につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  　2人の従業者により同行援護を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。  　①  障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合  　②  暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  　③ その他上記に準ずると認められる場合 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注5 |
| 1-6夜間早朝・深夜加算 | (6)夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定同行援護を行った場合に、１回につき所定単位数の**100分の25**に相当する単位数を加算しているか。  深夜（午後10時から午前6時まで）に指定同行援護を行った場合に、１回につき所定単位数の**100分の50**に相当する単位数を加算しているか。  ※留意事項  ①本加算は、原則として、実際にサービスを提供した時間帯の算定基準により算定する。  ②基準額の最小単位（開始時の30分）までは、原則として、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。ただし、サービス開始時間が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。  ③基準額の最小単位以降の30分単位についても、２と同様の取扱いとする。  ※事例（例１は5:50～6:50、例２は5:20～6:20の時間帯における加算の適用）  （例１）午前4時50分から午前7時50分までのサービス  　　→・最初の１時間（4:50～5:50）は、深夜加算  　　　・次の１時間（5:50～6:50）は、早朝加算（深夜加算に該当する時間が5:50から6:00までの10分間で、15分未満のため）  　　　・それ以降（6:50～7:50）は、早朝加算  （例２）午前5時20分から午前7時20分までのサービス  　　→・最初の１時間（5:20～6:20）は、深夜加算（深夜加算に該当する時間が5:20から6:00までの40分間で、15分未満に該当しないため）  　　・それ以降（6:20～7:20）は、早朝加算 | いる　・　いない　・　該当なし  　いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注6 |
| 1-7　特定事業所加算 | (7)平成18年厚生労働省告示第543号に定める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」九に適合しているものとして市長に届け出た指定同行援護事業所において、利用者に対しサービスを提供した場合、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき所定単位数を加算しているか。  　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  □　特定事業所加算（Ⅰ）  　所定単位数の**100分の20**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅱ）  所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅲ）  所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅳ）  所定単位数の**100分の5**に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  　□　特定事業所加算（Ⅰ）  　□　特定事業所加算（Ⅱ）  　□　特定事業所加算（Ⅲ）  □　特定事業所加算（Ⅳ） | 報酬告示別表第3の1注7 |
| 1-8　特別地域加算 | (8)別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、サービスを提供した場合１回につき所定単位数の**100分の15**に相当する単位数を加算しているか。  ※厚生労働大臣が定める地域（一部）  特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注8 |
| 1-9　緊急時対応加算 | (9)利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が同行援護計画の変更等を行い、事業所の従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することになっていなかった利用者に対して緊急にサービスを提供した場合、月２回を限度として所定単位数を算定しているか。  【**100単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注9 |
| 1-10　地域生活支援拠点等の場合 | (10) 緊急時対応加算の加算が算定されている指定同行援護事業所等が、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に１回につき所定単位数に50単位を加算しているか。  【50単位】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注10 |
| 1-11　身体拘束廃止未実施減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (11) サービス基準省令第43条第2項において準用するサービス基準省令第35条  の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注13 |
| 1-12 | (12)利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、同行援護サービス費を算定していないか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の1注15 |
| 1-13　虐待防止措置未実施減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (13)サービス基準省令第43条第2項及び第48条第2項において準用するサービス  基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分  の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第3の1注14 |
| 1-14　業務継続計画未策定減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (14)サービス基準省令第43条第2項及び第48条第2項において準用するサービス  基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の  100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第3の1注12 |
| 1-15　情報公表未報告減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (15)法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第3の1注11 |
| 2　初回加算 | 指定同行援護事業所において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（若しくは他の従事者が行った場合で、サービス提供責任者が同行）が初回若しくは初回の同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  【**200単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の2 |
| 3　利用者負担上限額管理加算 | 指定同行援護事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  【**150単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の3 |
| 4　喀痰吸引等支援体制加算 | 喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。  　　ただし、1-7の特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  **【100単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の4 |
| 5　福祉・介護職員等処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  報酬告示別表第3の1から4までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  報酬告示別表第3の1から4までにより算定した単位数の1000分の402 に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  報酬告示別表第3の1から4までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  報酬告示別表第3の1から4までにより算定した単位数の1000分の273 に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第3の5 |

| 第６－５　介護給付費等の算定及び取扱い（行動援護） | | |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　行動援護サービス費  1-1　対象者 | （1）下記対象者①及び②のいずれにも該当する利用者を対象に、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務に１年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定しているか。  （ただし、令和3年3月31日において初任者研修課程修了者等であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務に２年以上の従事経験を有する者にあっては、令和9年3月31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。）  ※対象者  ①障害支援区分３以上  ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点が10点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）  ※留意事項  ①本サービスは、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合は、「7時間30分以上の場合」の単価を適用する。  ②行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されない。  ※サービスの内容  外出時及び外出の前後に、次のようなサービスを行う。  1.予防的対応  　①行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるよう理解させること  　② 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うこと  2.制御的対応  　① 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること  　② 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること  　③ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応  3.身体介護的対応  　① 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応  　② 食事を摂る場合の食事介助  　③ 入浴及び衣服の着脱介助など | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  □所要時間30分未満の場合　 　　 　288単位  □所要時間30分以上1時間未満　　 437単位  □所要時間1時間以上1時間30分未満 619単位  □所要時間1時間30分以上2時間未満 762単位  □所要時間2時間以上2時間30分未満 905単位  □所要時間2時間30分以上3時間未満 　1047単位  □所要時間3時間以上3時間30分未満 　1191単位  □所要時間3時間30分以上4時間未満 　1334単位  □所要時間4時間以上4時間30分未満 　1479単位  □所要時間4時間30分以上5時間未満 　1623単位  □所要時間5時間以上5時間30分未満 　1764単位  □所要時間5時間30分以上6時間未満 　1904単位  □所要時間6時間以上6時間30分未満 　2046単位  □所要時間6時間30分以上7時間未満 　2192単位  □所要時間7時間以上7時間30分未満 　2340単位  □所要時間7時間30分以上 2485単位 | 報酬告示別表  第4の1注1注3 |
| 1-2行動援護の所要時間について | （2）指定行動援護従業者が、指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく行動援護計画及び支援計画シートに位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1注2 |
| 1-3支援計画シート等が未作成の場合 | （3）支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算）所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定しているか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1注2の2 |
| 1-4 2人の行動援護従業者による場合 | （4）同時に2人の行動援護従事者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの従業者が行う指定行動援護等につき、所定単位数を算定しているか。  ※留意事項  ２人の従業者により行動援護を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。  ①障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合  ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合  ③その他上記に準ずると認められる場合 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1注4 |
| 1-5　その他 | （5）１日に１回のみの算定となっているか。  （指定行動援護は１日に１回しか算定できない。） | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1注5 |
| 1-6　特定事業所加算 | （6）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十三に適合しているものとして市長に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき所定単位数を加算しているか。  　　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  □　特定事業所加算（Ⅰ）  　所定単位数の**100分の20**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅱ）  　所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □　特定事業所加算（Ⅲ）  　所定単位数の**100分の10**に相当する単位数  □  特定事業所加算（Ⅳ）  　所定単位数の**100分の5**に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし  算定状況  　□　特定事業所加算（Ⅰ）  　□　特定事業所加算（Ⅱ）  　□　特定事業所加算（Ⅲ）  　□　特定事業所加算（Ⅳ） | 報酬告示別表  第4の1の注6 |
| 1-7　特別地域加算 | （7）平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、サービスを提供した場合１回につき所定単位数の**100分の15**に相当する単位数を加算しているか。  ※厚生労働大臣が定める地域（一部）  特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域など | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第4の1の注7 |
| 1-8　緊急時対応加算 | （8）利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が行動援護計画の変更等を行い、事業所の従事者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することになっていない利用者に対して緊急にサービスを提供した場合、月２回を限度として所定単位数を算定しているか。  【**100単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1の注8 |
| 1-9　地域生活支援拠点等の場合 | (9) 緊急時対応加算の加算が算定されている指定行動援護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に１回につき所定単位数に50単位を加算しているか。  【50単位】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1注9 |
| 1-10　身体拘束廃止未実施減算 | 【令和5年4月1日から適用】  (10) サービス基準省令第43条第2項において準用するサービス基準省令第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第4の1注12 |
| 1-11 | （11）利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の1注14 |
| 1-12　虐待防止措置未実施減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (12)サービス基準省令第43条第2項、第48条第2項において準用するサービス基  準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1  に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第4の1注13 |
| 1-13　業務継続計画未策定減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (13)サービス基準省令第43条第2項及び第48条第2項において準用するサービス  基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の  100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第4の1注11 |
| 1-14　情報公表未報告減算 | 【令和6年4月1日から適用】  (14)法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる　・　いない | 報酬告示別表第4の1注10 |
| 2　初回加算 | 指定行動援護事業所において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（若しくは他の従事者が行った場合で、サービス提供責任者が同行）が初回若しくは初回の行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  【**200単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第4の2 |
| 3　利用者負上限額管理加算 | 指定行動援護事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。  【**150単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第4の3 |
| 4　喀痰吸引等支援体制加算 | 喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。  　　ただし、1-6の特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。  **【100単位】** | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の4 |
| 4-2　行動障害支援指導連携加算 | 支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは指定重度訪問介護等に移行する日の属する月につき１回を限度として所定単位数を算定しているか。  【**273単位**】 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表  第4の4の2 |
| 5　福祉・介護職員等処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の十四に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)  報酬告示別表第4の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の382  に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)  報酬告示別表第4の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の367 に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)  報酬告示別表第4の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)  報酬告示別表第4の1から4の2までにより算定した単位数の1000分の248 に相当する単位数 | いる　・　いない　・　該当なし | 報酬告示別表第4の5 |